

ユニフォーム広告に関する規程

平成 25 年 3 月 3 日

国内競技委員会

1. 目的

この規程は、公益財団法人日本バレーボール協会（以下 JVA） 「ユニフォーム規程」に基づき JVA が主催する国内競技会で使用するユニフォーム等の広告に関する事項について定める。

2. 広告の表示

- (1) ユニフォームにチームスponサー名または商品名・商標・ロゴマークをユニフォーム（ジャージ、ショーツ）及びトレーニングウェア（以下ユニフォーム等とする）に付けることができる。
- (2) ユニフォーム等に広告表示を希望するチームは、スポンサーの名称、業種および広告の内容について、事前に当該チームが所属する都道府県協会に申請し、その承認を受けたのち、JVA に申請し承認を得なければならない。ただし、Vリーグ参加チームが Vリーグ機構より許可を得ているものについてはこの限りではない。
- (3) 前項の申請は、JVA 所定の申請書に、体裁、デザイン、ロゴ、色彩等の必要事項を記入の上、当該チームが所属する都道府県協会を経由して JVA に提出しなければならない。
- (4) ジャージにつける広告はチームネームより小さく、チーム名や競技者番号等の識別が可能なものとする。
- (5) 広告の個数の制限はしないがトータル 380 cm^2 を超えてはならない。
- (6) 広告の表示は、チーム全員が同じものでなければならない。

3. 広告の条件

- (1) 次に該当する広告は表示してはならない。
 - ① 政治活動・選挙活動または宗教活動に関するもの。
 - ② 風俗営業に類するのもの。
 - ③ 意見広告や売名を目的としたもの。
 - ④ 青少年の健全育成に悪影響を及ぼすと判断されるもの。
 - ⑤ 責任の所在が不明確なもの。
 - ⑥ 人権侵害や名誉毀損、差別的な内容のもの。
 - ⑦ 反社会的な内容。
 - ⑧ 公序良俗に反するもの。
 - ⑨ その他、JVA がその目的に照らして、相応しくないと判断したもの。
- (2) 表示された広告が不適当であると JVA または公式競技会共催者が判断した場合には、チームに対し広告表示を停止させることができる。

4. 制限および停止

- (1) JVA または公式競技会共催者は、競技会規定等によりチームの広告表示を制限することができる。この場合、チームは広告のついたユニフォーム等を着用することはできない。（何らかの方法で、広告を隠す等の処置ができれば着用できる。）
- (2) 表示された広告に対して広告掲出料の支払いが発生した場合には、当該チームがその実費を支払うものとする。

以上

この規程は平成 25 年 4 月 1 日より実施する。

ユニフォーム広告申請書

所属協会名		所属連盟	
チーム名		チームID	
代表者名		連絡先(電話番号)	

以下のユニフォームの広告掲示について申請します。

掲示開始希望日	20 年 月 日から				サイズ cm ²	
掲示する場所	広告主名	広告主の業種	供与されるもの			
ゲームシャツ	前面					
	背面					
ゲームパンツ						
	トレーニングウェア	前面				
背面						
合計						

※掲示する広告の詳細(デザイン、配色等)を添付すること。

上記の申請について、JVAユニフォーム規程に基づき、これを承認する。ただし
競技場において、広告掲載料が発生した時にはチームがこれを支払うこと。
競技会の規程によって、広告の掲載が禁止もしくは制限されている場合にはこれに従うこと。
参加する競技会にはこの承認書を持参し、代表者会議時に掲示し、確認を得ること。

都道府県協会 承認欄

承認日 20 年 月 日

承認者

バレーボール協会

会長

(公財)日本バレーボール協会 承認欄

承認日

20 年 月 日

承認番号

2024-

承認者 (公財)日本バレーボール協会

競技委員会 委員長

【申請フロー】①都道府県協会の競技委員長が申請(Excelファイル提出(pdfも可))
申請先: kyougi_uni@jva.or.jp *掲示開始希望日の1か月前までに申請すること
②JVA競技委員会にて確認・差戻・承認
③JVA事務局より承認書(印済)を申請元へ送信
④都道府県競技委員長は該当チームへ連絡